

(変更後)

受診前に**保険証**を



(変更前)



ご確認ください。

変更前の保険証で受診しているケースが見られます。

次のようなケースに注意!!

1. 会社を退職したとき(または就職したとき)

お勤めの会社を退職された場合、または反対に新たに会社に就職された場合は、それまで使用していた保険証は使用できなくなります。お勤め先・お住まいの市町村等で忘れずに手続きをして下さい。

(例：【退職の場合】協会けんぽ×→国保〇 【就職の場合】国保×→健保組合〇)

2. 被扶養者でなくなったとき(または被扶養者になったとき)

家族の扶養に入っていた方が、就職や収入超過等の理由により扶養からはずれたとき、また反対に新たに家族の扶養に入った場合は、それまでの保険証は使用できなくなります。お勤め先・お住まいの市町村等で忘れずに手続きをして下さい。

(例：【国保だった方が会社勤めの家族の扶養に入った場合】国保×→協会けんぽ〇)

3. 75歳になったとき(後期高齢者医療の被保険者になったとき)

75歳の誕生日を迎えた方は、後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、それまで使用していた保険証は使用できなくなります。

(例：【国保だった方が75歳になったとき】国保×→後期高齢者医療〇)

誤った保険証を使用し受診をした場合、医療費の全額をお支払いいただく手続きが発生する場合があります。

山形県・山形県保険者協議会・酒田市